

- ・AIDSをどう教えるか
- ・生きる力を育む～AIDSに学ぶ～
- ・障害者・病人と共に生きていくために
- ・世界と日本のAIDSの状況
- ・AIDSボランティア活動
- ・AIDS／NGOの活動と役割
- ・若者と性感染症～予防と共生～
- ・HIVと女性
- ・みんなでAIDSネットをつくろう  
**(若者による若者のためのワークショップ)**
- ・一緒に考えようよ！自分のこと、性のこと、AIDSのこと

## 2. 研修プログラムの企画・運営

ニーズに合わせて研修プログラムを作成し、講義とグループワークやロールプレイ実習などを組み合わせた研修プログラムを提供できる。

### 研修例

- ①AIDS電話相談研修：基本研修、応用研修、感染者対応研修、ケーススタディ
- ②HIV抗体検査カウンセリング研修：検査前カウンセリング、検査後カウンセリング
- ③HIVカウンセリング研修
- ④プライバシー研修
- ⑤HIV／AIDS啓発のための研修：若者への啓発、教育関係者への啓発、一般への啓発
- ⑥共に生きるための研修：ボランティア体験研修など
- ⑦HIV感染者を支援するための専門研修：福祉支援、栄養支援、口腔衛生管理、歯科支援、外国人支援など

## 3. 研修生受け入れ

NGOによっては国内外の研修生（医学生や海外の専門家）や視察を受け入れているところもある。

## 行政との啓発・研修分野での連携に関する実践事例

### 1. 単発の講演および研修事業依頼

#### （事例 1）

HIVに関わる職員の資質向上のための研修

<b>目的</b>	保健所職員の資質向上を図るための研修会
<b>対象</b>	保健所長 約20名
<b>内容</b>	HIV抗体検査陽性者に対する結果通知とカウンセリングについて
<b>講師</b>	NGO代表等 1名
<b>時間</b>	半日
<b>依頼者</b>	○○都道府県主管部局

#### (事例2)

資質向上のための研修の講師依頼

<b>目的</b>	○○都道府県の保健師研修（思春期保健コース）においての若者に対する啓発活動の講義・実践報告
<b>対象</b>	○○都道府県の保健師 約85名
<b>内容</b>	講義・実践報告「若者による若者のためのAIDS啓発プログラム」～ヤング・シェアリングプログラム体験とその成果～
<b>講師</b>	NGO若者啓発スタッフ 2名以上
<b>時間</b>	半日（全体2日間コース）
<b>依頼者</b>	○○都道府県主管部局

## 2. 繼続した研修事業委託

#### (事例3)

エイズ予防対策業務に携わる保健所職員の資質向上のための研修

<b>目的</b>	エイズ相談及びHIV抗体検査・普及啓発活動等に携わる保健所保健師等の日常業務の質及び技術の向上を図る。
<b>対象</b>	エイズ予防対策業務に携わる保健所保健師等
<b>内容</b>	ヤングシェアリング研修・AIDS電話相談不安症対応研修・AIDSカウンセリング研修（HIV抗体検査前カウンセリング）（HIV抗体検査後カウンセリング陰性告知）（HIV抗体検査後陽性告知）
<b>講師</b>	NGOカウンセラー、若者啓発スタッフ等 講師7名
<b>期間</b>	年間 計6回・1日間
<b>依頼者</b>	○○都道府県主管部局
<b>方式</b>	年間委託契約方式

### 3. 研修生受け入れ

#### (事例4)

HIV・AIDS 対策モデルコースの研修

**目的** AIDS を理解するのに必要な一般基礎医学、臨床医学の要点を理解した上で、各國における医学面から見た AIDS 対策（必須の検査、治療、将来の展望）のモデルを計画する能力を養う。

**対象** アジアなど海外から 約12名

**内容** AIDS／NGO の活動—その相談活動について—

当該NGOについて

若者への啓発活動

感染者救援

**講師** NGO代表、スタッフ等 講師8名

**日時** 4日間（全体受け入れ期間 25日間）

**依頼者** 研修運営機関

研修実施機関：○○事業団 ○○センター

研修委託機関：○○大学 ○○研究所

研修監理業務委託機関：(財) ○○センター

#### (事例5)

○○大学医学生の夏季研修

**目的** ○○都道府県における地域保健医療の現場での研修を通して現状を理解し地域保健に対する意識の向上と保健医療行政に関する見識を高める。

5つのグループにわけてテーマを設定し研修

- ①救急医療グループ
- ②危機管理グループ
- ③福祉・地域ケアグループ
- ④臨床疫学実習グループ
- ⑤感染症グループ

#### 感染症グループの目的

HIV 対策は（1）HIV 感染症予防のための保健行動を行うための教育、情報提供（2）PWH のためのサポート対策が2つの大きな柱である。本地域においてこれらの役割を担っているいくつかの施設を見学し概要を学び、これらを通じ今後の HIV 対策について考察する。

**対 象** ○○大学医学生 11名のうち感染症グループ2名

**研修依頼先**

病院・各種NGO・保健所・行政所轄課

**NGO研修提供内容**

活動内容の紹介

世界と日本における感染者の状況の説明

ボランティア体験談

地域活動の紹介（訪問カウンセリング・栄養・福祉ケア・若者への啓発活動）

当事者の話

AIDS電話相談について

行政・各種団体との連携

**講 師** NGO代表、PWA/H、NGOスタッフ等 講師3名

**時 間** 半日（全体4日間）

**依頼者** ○○都道府県主管部局

## 研修事業における連携事例

	研修事例 単発の講演及び研修事業 継続した研修事業 研修受け入れ	対象者 (事例1) テーマ:HIVに関する職員の資質向上を図るための研修会 内容:HIV抗体検査陽性者に対する結果通知とカウンセリングについて (事例2) テーマ:AIDS普及啓発活動のための研修 内容:講義・実践報告「若者による若者のためのAIDS啓発プログラム」～ヤング・シェアリングプログラム体験とその成果～ (事例3) テーマ:AIDSカウンセリング等研修 内容:ヤング・シェアリング研修・AIDS電話相談不安症対応研修・HIV抗体検査前カウンセリング研修(陰性告知・陽性告知) (事例4) テーマ:HIV／AIDS対策モジュールコースの研修 内容:AIDS／NGOの活動について当該NGOについて「若者への啓発活動について・感染者救援について (事例5) テーマ:○○大学医学生の夏季研修内容:活動内容の紹介・世界と日本における感染者の状況の説明・ボランティア体験談・地域活動紹介(訪問カウンセリング・栄養・福祉ケア・若者への啓発活動)当事者の話・AIDS電話相談について・行政・各種団体との連	実施回数 半日間 半日間 半日間 年間6回 4日間 半日間	契約期間 単発 単発 単発 1日間 年度 12名	必要書類 依頼文書 依頼文書 依頼文書 事業委託契約書 事業計画書 事業予算書 事業報告書 事業委託契約書 事業計画書 事業予算書 事業報告書	予算 旅費・講師料(宿泊費) 旅費・講師料(宿泊費) 旅費・講師料(宿泊費) 講師料・旅費・資料代・書籍代 講師料・旅費・資料代・書籍代 依頼文書
	(事例1) テーマ:HIVに関する職員の資質向上を図るための研修会 内容:HIV抗体検査陽性者に対する結果通知とカウンセリングについて (事例2) テーマ:AIDS普及啓発活動のための研修 内容:講義・実践報告「若者による若者のためのAIDS啓発プログラム」～ヤング・シェアリングプログラム体験とその成果～ (事例3) テーマ:AIDSカウンセリング等研修 内容:ヤング・シェアリング研修・AIDS電話相談不安症対応研修・HIV抗体検査前カウンセリング研修(陰性告知・陽性告知) (事例4) テーマ:HIV／AIDS対策モジュールコースの研修 内容:AIDS／NGOの活動について当該NGOについて「若者への啓発活動について・感染者救援について (事例5) テーマ:○○大学医学生の夏季研修内容:活動内容の紹介・世界と日本における感染者の状況の説明・ボランティア体験談・地域活動紹介(訪問カウンセリング・栄養・福祉ケア・若者への啓発活動)当事者の話・AIDS電話相談について・行政・各種団体との連	保健所長 約20名 都道府県保健師等 約85名 都道府県保健師等 約20名 都道府県保健師等 約20名 都道府県保健師等 約12名 ○○大学医学生 うち11名のうち 感染症グループの 2名	半日間 半日間 半日間 1日間 年度 12名	依頼文書 依頼文書 依頼文書 事業委託契約書 事業計画書 事業予算書 事業報告書 事業委託契約書 事業計画書 事業予算書 事業報告書	旅費・講師料(宿泊費) 旅費・講師料(宿泊費) 旅費・講師料(宿泊費) 講師料・旅費・資料代・書籍代 講師料・旅費・資料代・書籍代 依頼文書	

## 資料 2

### 委託事業としてのイベントの契約様式

#### イベントについて

啓発事業の一分野として各種イベントは単発に取り組まれることが多いが人的にも予算的にも大きい部分を占める。また、啓発事業としては、形として目に見えるため啓発の中核となり、行政・自治体がこの方法を取り上げようとする事はあっても、より専門的・活動的な部分についての情報が十分得られず、広く一般的にNGOと提携してイベントを実施できるところは自ずから限られてくる。そして、行政のHIV/AIDSに対する意識の格差も大きく、そのために必要な予算取りもその意識に関わってくる。またNGOの受け持つ役割が、行政や一般社会の中に周知されていないことも、行政等が連携しにくいのではないかと考えられる。一般社会と行政の間を埋める架け橋の役割のみならず、地域によってはより行政に近づいた取り組みをもつこともあり、またあるところ、そのときによつてはPWAや市民そのものとしての活動を期待され、その役割を果たしているのもNGOの特徴である。一般市民とNGOと行政が共同し具体的に実施しているものの代表がイベントである。

#### 行政等のイベントとNGOの関わり方

NGOが行政等のイベントに関わる場合、大きく次の4つに分けることができる。

##### 1 共同企画

イベントの企画・運営・実施にすべて直接参画し、役割も担う場合である。この場合は企画メンバーの一員であり、イベント全体への発言権もあるとともにNGOの主体的な参加と役割を持つこととなる。予算に関しても、必要なものは自ら計上するが、要求どうりになるとは限らない。従つてイベントとしての必要経費と人的負担を自ら持ち出すこともあり得る。

たとえば、行政の実施する世界エイズデーのイベントにおいて当初企画から実行委員として全体の企画（予算についても意見を反映できる）に参画し、NGOとしての意見を出しイベントの目標達成をめざし行動する。この場合企画への参画のみの場合も考えられるが、大部分はイベントの中での役割をもつてある部分を担当する（講演会、展示コーナー、アウトリーチ、ポスター、電話相談、トークショウ、ヤングシェアリング、人員動員…）

事が多い。

## 2 部分委託

イベント企画の中の1部分について委託を受ける場合である。企画・運営への参画は全体あるいは部分的に要請されるが委託される部分の契約をあらかじめ取り交わし、事業実施後報告する。

たとえば、上述の世界エイズデーのイベントであれば、その中の講演会の講師のみ、展示コーナーのみ、電話相談のみ、ポスターの貸し出しのみ等の委託を受けてそのセッションを担当する。セッションの運営については、契約にもとづいた内容を自己の裁量で実施する。

## 3 全体委託

主催者がイベント全体を委託する場合である。主催者側の目的を達成するための業務委託契約書をかわし、企画・運営・実施・報告すべての事業の完結まで責任を持つ。

たとえば、同じく上述の世界エイズデーのイベントの場合「□□市エイズ予防事業」について、「□□市世界エイズデーの企画・スタッフ派遣、及び当日の開催運営」という業務内容が記されて契約する場合が多い。NGOの特性や観点が生かされると同時に準備から実施そして実施後の評価も必要となるため、長期の取り組みとなることが多い。

## 4 その他

上記1, 2, 3, に属さないもの。

たとえば、主催が行政以外（学校団体、職能団体、健康保険組合、労働組合、宗教団体、商工会議所、社会福祉協議会、チャリティー団体—ライオンズクラブ・ロータリークラブ・ソロプチミストー、ボランティア、各種学会・研究会・・・）のところから委託を受け、行政と共同してイベントなど実施する場合である。この場合地域の中での活動がより拡がりのあるものとなる。

また、イベントや映画、マスコミ、コマーシャルなどを制作するときにコンサルタントとしての活用も期待できる。

## 今後に向けて

イベントにおける契約の様式から観ると、それぞれのもつている特性がありどれが一番効果的かを決めるることは難しい。行政の期待するところとNGOの果たしたいと思う活動がぴたりと合う事が理想ではあるが、現段階では、2のように、行政がこの部分を任せよう・NGOもここを責任をもってやりましょうというところの関係づくりからはじまって、3のように予算も含めた大規模な事業委託になる場合はNGOの力量も必要であるし、行政側のNGOに対する評価もなくてはならない。これからNGOと行政あるいは他組織

との関係においては、イベントの内容やNGOの特徴・力量によるが1のように企画に参加する事を前提におくことが目指すところではないかと思われる。つまりNGOの参画がPWAと市民の声や課題を一番反映できるからである。イベントは当事者（市民）本来の物であるから、その意向とその力を最大限に生かしていく事が行政としても効果のあるものにもなってくると考えられる。

委託別イベント事例

イベント事例		実施期間	契約期間	必要書類	主催等の形式	予算	内容
1. 共同企画	・世界エイズデーinA 実行委員として参画 実行委員会出席(毎回) 講演会部門担当 36電話相談担当	11月～12月 (1～2日間)	なし(随時)		協力	必要経費 講師料 交通費 当日参加 者分 その他	
	・B市成人式 成人式実行委員参画	1/15前後(半日)			協力		
2. 部分委託	・36時間エイズ電話相談 エイズデイーの一部と して委託						
3. 全体委託	・世界のHIV/AIDS企画・運営 エイズデイ企画・運営 ・C市世界エイズティベット	11/18～11/25 12/6		業務委託契約書	?	5万～10万	
	・D市エイズ予防セミナー 企画・講師派遣・運営 ・E市 " "	8月～12月 12月(2日間)	契約日～ 12/6まで	業務委託契約書 企画書・予算書	協力	】10万～300万	
	・F市 " "	7月～12月 " "	7/5～12/31 12/1～12/31 7/22～12/31	業務委託契約書 計画書 見積書 請求書	協力		
4. その他							

具体的的事例 (契約書・予算書・企画書を含める)

- ミナーナセセセセセセ

## 資料 3

### 委託事業等における予算と書式

#### ・官公庁での事業と予算について

官公庁は大きく分けると国、都道府県、市町村に分けることができ、以下は都道府県の場合を説明し、また、表記は県とする。

県が事業を行う場合は財政当局と折衝し予算を獲得並びに知事の承認を受け最終的に議会の議決を得て予算が執行できる。

#### ・当初予算と補正予算

年度当初（4月）から使えるお金の計画を立てる当初予算と、各議会開催時（6月、9月、12月、2月）に当初予算を変更する補正予算とがあり、補正予算は当初予算編成時に予想がつかなかった用件が起こった場合に実施する。たとえば、災害が起つて急にお金が必要な場合や、年度途中に法律が変わりその事業をするお金がいる場合等、よほどの事情が無いかぎり使はず、通常は予算といえども当初予算のことと指す。

#### ・予算編成の流れ

予算の要求は、財政当局に行う。各事業の担当者が、担当の財政当局主計員(官)に説明し、その主計員(官)が、財政当局の上司に説明し了承されれば予算が獲得したことになる。ただし予算がついても内示の際に減額される場合もある。

予算編成時期になると多くの場合、まず、新規事業の協議から始める。所属する課での協議をして課内で了承されて初めて財政当局に要求する。また、継続している事業の予算も減額要求が課せられていれば、減額してからでないと財政当局に要求できないので、課内でどの事業を減額するかの調整がある。このように、財政当局に要求する前に自分の所属する課内での調整がある。

#### ・行政に事業の提案をする場合

事業を実施する際には既存の事業の中に組み込むか、新規の事業とする場合がある。

予算編成の協議に入る前に担当者に事業の説明があると次年度の事業に反映させることが可能で、説明の際は口頭説明だけではなく、資料があると誤解等が起らざる正確に伝わる。

## 予算編成のためのタイムスケジュール

当初予算	作業開始	9月中旬～9月下旬
	要求締切	10月中旬
	内 示	1月初旬
6月補正	作業開始	4月下旬
	要求締切	5月上旬
9月補正	作業開始	6月下旬
	要求締切	7月下旬
12月補正	作業開始	10月下旬
	要求締切	11月初旬
2月補正	作業開始	11月中旬
	要求締切	11月末
	内 示	2月初旬

### 書式例 1

## 事業委託契約書

(委託事業の目的)

第1条 相談及びカウンセリング研修等、実践的な研修を行い日常業務の体制を強化する。

### (委託事業の内容)

第2条 甲は別紙に定めた事業の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託事業の実施期間)

第3条 実施期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日とする。

#### (事業実施にあたっての注意事項)

第4条 事業実施にあたって、乙は以下の点に注意しなければならない。

委託事業実施上知り得た個人のプライバシーについては、絶対に第三者にもらしてはならない。なお、このことにおいては契約終了後も同様とする。

(遵守義務)

第5条 乙は委託事業の履行に当たっては、この契約書に規定するもののほか、関係する法令等を遵守しなければならない。

(委託料)

第6条 甲は委託料として、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）を乙に支払うものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、委託事業が完了したとき（委託事業を中止、又は廃止したときを含む）は、別紙様式による事業実績報告書を作成し、30日以内に甲に提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、委託契約締結後、甲に書面をもって委託料を請求することができる。

2 甲は、前条の請求の提出があった日から起算して30日以内に乙に支払うものと

2 甲は、前条の請求の提出があった日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙の故意又は過失により第三者に与えた損害については乙の負担とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に基づく義務に違反した場合は、この契約を解除することができる。

(協議)

第11条 この契約の条項について疑問が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本通2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲 (住所)

(名称)

(代表者)

公印

乙 (住所)

(名称)

(代表者)

印

## 書式例 2

### 平成〇〇年度 A I D S 研修事業 計画書

目的

目標

委託先

委託先を選定した理由

事業内容

#### 1. ヤングシェアリング研修

(時期)

(対象者)

(実習先)

(目的) 共生やいのちにたいする価値観を高めることを目的とした中・高校生対象の体験学習・グループワークについて学ぶ。

(プログラム) ①ヤングシェアリングプログラムについての講義  
②ヤングシェアリングの実習

#### 2. A I D S 電話相談不安症対応（エイズノイローゼ）研修

(時期)

(対象者)

(場所)

(目的) 保健所にかかるエイズに対して不安を持つ人々からの相談に対応し、更にエイズノイローゼなどの複雑な悩みを抱える人々へも対応することができるよう相談技術の向上を目指す。

(プログラム) ①A I D S 電話相談の実際  
②ロールプレイ

#### 3. A I D S カウンセリング研修（H I V 抗体検査前カウンセリング）

(時期)

(対象者)

(場所)

(目的) 抗体検査に来所された方が安心して検査を受けられる環境をつくり、プライバシーを守りながらスムーズに抗体検査を行えるように、適切な助言や対応について学ぶ。

(プログラム) ①検査来所者対応の基本  
②ロールプレイ

4. AIDSカウンセリング研修（HIV抗体検査後カウンセリング・陰性告知）

(時期)

(対象者)

(場所)

(目的) 陰性結果を告知する際のポイントや対応について学ぶ

(プログラム) ①陰性告知の基本

②ロールプレイ

5. AIDSカウンセリング研修（HIV抗体検査後カウンセリング・陽性告知）

(時期)

(対象者)

(場所)

(目的) 陽性告知時のクライエントのパニックにたいする受け止めや対応について、カウンセラーのロールプレイ等を通じて学ぶ

(プログラム) ①感染者対応の基本

②ロールプレイ

書式例 3

事業実績報告書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事  
〇〇 様

受託者  
住所  
名称  
代表者 印

平成〇〇年〇月〇日付けで受託しましたエイズ研修事業について別紙のとおり報告します。

## 書式例 4

### エイズ夜間電話相談業務委託契約書

契約書の中に記載する事項として

#### 1 委託事業の内容

- ・実施期間および履行場所
- ・業務内容

#### 2 委託業務実施にあたっての注意事項

- ・プライバシー遵守、専門相談員等盛り込む

#### 3 遵守事項

#### 4 相談記録及び実施報告

- ・報告書の様式を決めてそれにより報告する

#### 5 委託料

#### 6 損害賠償

#### 7 契約の解除

#### 8 資料提供

#### 9 連絡会

委託事業の円滑な推進を図るため開催する

#### 10 協議

以上の項目を盛り込み都道府県知事と契約する。

別記第2号様式

## 夜間電話相談事業実績報告書

# 請求書

請求金額	¥
------	---

ただし、エイズ夜間電話相談事業における事業委託料（平成 年 月分）

委託契約額	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

所在地 ○○市□□□▲-▲-◆◆

団体名 ○○○○○○○○○○

代表者氏名 代表 ◇ ◇ ◇ ◇

○○県知事 殿

## 資料 4

# AIDS-NGO の活動と行政機関による活用の地方別検討

## 1 特定対象に対する AIDS-NGO 活動と、行政機関による活用

### 1. H I V 感染者・患者およびその関係者を対象とする AIDS-NGO

H I V 感染者・患者を重点対象としている AIDS/NGO が、少なくとも各地方に一つ以上はある。東京、近畿、中部という大都市圏にはその数が多い。関東地方は大都市圏に近いものの、HIV 感染者・患者を重点対象としている AIDS/NGO は 2 つであり、行政機関による活用割合も東京と較べ二分の一程度である。北海道、東北、四国、九州には、このような AIDS-NGO は各々 1 団体しかなく、比較的に社会資源が少ない地方となっている。(表 1、図 1)

活用できる社会資源の多い東京では二分の一を超える行政機関が AIDS-NGO を活用しているが、感染者・患者数が年々増加していることを踏まえ、AIDS-NGO の活用のみでなく、その支援による社会資源の充実を検討すべきであると考える。

中部では、近隣 NGO の情報を持っているという行政機関の割合も、実際に利用している行政機関の割合も、他の地方と較べ高くなく、NGO に関する情報を得て、利用を検討する余地があると考えられる。

保健所等が重点とする対象は、若者や教育、福祉、医療関係者が主であり、H I V 感染者・患者を主な対象として挙げている保健所・主管部局は回答数の 5 % 以下であった。(表 2)

### 2. セクシャル・マイノリティなどを対象とする AIDS-NGO

セクシャル・マイノリティー(同性間の性交渉を行う人等)を重点対象に挙げている AIDS/NGO は、東京、近畿、北海道、北陸、四国にあり、合計で全国に 10 団体である。一方セクシャル・マイノリティを重点対象に挙げる団体の無い地方が 5 つと、半数の地方であり、人口密集地をかかえる中部地方および福岡を含む九州地方にはない。(表 1、図 2)

また、外国人、血友病患者、セックスワーカーを重点対象としている団体数も、各々 11 団体、7 団体、1 团体である。これら AIDS/NGO との協力による普及啓発は効果的かつ効率的と考えられる。

HIV 感染報告の過半数が同性間性交渉によるものとされ、かつ増加している現状を踏まえると、今後の感染拡大の予防にはこれら団体の活用を検討する必要があり、このような団体のない地方では支援による社会資源の充実を検討すべきであると考える。

### 3. AIDS/NGO がおこなう具体的活動の内容

AIDS/NGO がおこなう具体的活動の内容としては、行政が行うことが少ない活動として、H I V 感染者・患者やその関係者、外国人、セクシャル・マイノリティー、セックスワーカーを対象として行っている活動が注目される(表 3)。一般市民対象では講師派遣等、イベント、他団体への協力や支援、常設電話相談などが多く、また、アウトリーチ、キルトによる啓発、通訳など、NGO ならではのきめ細かい活動がある(表 4)。